

令和4年第3回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和4年8月

目 次

議案第 1 1 0 号	広島県水道広域連合企業団規約の制定に関する 協議について……………	1 (水道局業務課)
議案第 1 1 1 号	財産の取得について……………	4 (消防局警防課)
議案第 1 1 2 号	財産の無償譲渡について……………	5 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第 1 1 3 号	財産の無償譲渡について……………	6 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第 1 1 4 号	財産の無償譲渡について……………	7 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第 1 1 5 号	財産の無償貸付けについて……………	8 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第 1 1 6 号	財産の無償貸付けについて……………	9 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第 1 1 7 号	財産の無償貸付けについて……………	10 (地域振興部地域づくり推進課)
議案第 1 1 8 号	市道の路線の認定について……………	11 (建設部建設管理課)

議案第 1 1 9 号	請負契約の締結について……………	1 2
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	
議案第 1 2 0 号	請負契約の締結について……………	1 4
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	
議案第 1 2 1 号	字の区域の変更について……………	1 5
	(都市部区画整理課)	
議案第 1 2 2 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正につ いて……………	1 6
	(総務部職員課)	
議案第 1 2 3 号	東広島市議会議員及び東広島市長の選挙におけ る選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正 について……………	1 8
	(選挙管理委員会)	
議案第 1 2 4 号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条 例の一部改正について……………	2 0
	(地域振興部地域づくり推進課)	
議案第 1 2 5 号	東広島市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例 の一部改正について……………	2 1
	(建設部河川港湾課)	

広島県水道広域連合企業団規約の制定に関する協議について

(水道局業務課)

1 提案の要旨

水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）に関する事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理することを目的として、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）を設立するため、広島県水道広域連合企業団規約の制定に関し、関係地方公共団体と協議しようとするものである。

2 広島県水道広域連合企業団規約の内容

(1) 企業団の名称

広島県水道広域連合企業団

(2) 企業団を組織する地方公共団体

広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（以下「構成団体」という。）

(3) 企業団の区域

広島県内

(4) 企業団の処理する事務

水道事業等の経営に関する事務

(5) 企業団の作成する広域計画の項目

ア 水道事業等の経営に関すること。

イ 広域計画の期間及び改定に関すること。

(6) 企業団の事務所の位置

主たる事務所は、広島市に置く。

(7) 企業団の議会

ア 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、19人と

する。

イ 企業団議員は、構成団体の議会の議員又は長により組織し、これらのうちから、当該構成団体の議会において選挙し、その人数は次の地方公共団体の区分に応じ、それぞれに定める人数とする。

(ア) 竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町 1人

(イ) 東広島市及び廿日市市 2人

(ウ) 広島県 3人

ウ 企業団議員の任期は、当該構成団体の議会の議員又は長としての任期と同期間とする。

エ 企業団の議会の議長及び副議長1人は、企業団議員のうちから、企業団の議会の選挙により選出しなければならない。

(8) 企業団の組織

ア 企業団に企業長、副企業長1人、監査委員2人及び選挙管理委員会を置く。

イ アに定めるもののほか、企業団に必要な職員を置く。

ウ 企業長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長による選挙により選出し、副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。

エ 監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者から選任する。

オ 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織し、選挙管理委員は、構成団体の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者のうちから、企業団の議会の選挙により選出する。

(9) 企業団の経費の支弁の方法

ア 企業団の経費は、料金、企業債、交付金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもって充てる。

イ 構成団体が負担する負担金の額は、構成団体との協議により定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

総務大臣の許可のあった日

(2) 経過措置

施行日から令和5年3月31日までの間において行う企業団の処理する事務は、当該事務の準備行為とする。

(3) 承継

構成団体の水道事業等の事務、資産、負債及び資本は、令和5年4月1日に企業団が承継する。

(根拠法令)

地方自治法

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第111号

財産の取得について

(消防局警防課)

1 提案の理由

竹原消防署忠海分署に配備する高規格救急自動車を買入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 品名 高規格救急自動車

(3) 数量 1台

3 取得価格

3,303万8,500円

4 相手方

東広島市西条町御菌宇6466番地3

広島トヨタ自動車株式会社西条店

店長 西 靖 宏

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(一略)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第112号

財産の無償譲渡について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

元広集会所の建物を東1自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市志和町志和東685番地1	建物	木造平屋建て	113.41

3 相手方

東広島市志和町志和東537番地

東1自治会

会長 田 中 智 史

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 1 3 号

財産の無償譲渡について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

後谷集会所の建物を清武西後谷自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市豊栄町清武 3 3 6 6 番地 1	建物	鉄骨造平屋建て	2 1 9 . 8 1

3 相手方

東広島市豊栄町清武 3 3 6 6 番地 1

清武西後谷自治会

会長 大 川 芳 生

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第114号

財産の無償譲渡について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

グリーンコミュニティホームの建物を中山台自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市入野中山台二丁目28番10号	建物	木造平屋建て	89.64

3 相手方

東広島市入野中山台二丁目28番10号

中山台自治会

会長 藏 田 保 男

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 1 5 号

財産の無償貸付けについて

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

元広集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市志和町志和東字元広 6 8 5 番 1	土地	宅地	3 6 9 . 0 0
東広島市志和町志和東字元広 6 8 5 番 2	土地	宅地	1 2 4 . 0 0
東広島市志和町志和東字元広 6 8 5 番 3	土地	宅地	8 1 . 0 0
計			5 7 4 . 0 0

3 貸付期間

令和 4 年 1 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 相手方

東広島市志和町志和東 5 3 7 番地

東 1 自治会

会長 田 中 智 史

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第116号

財産の無償貸付けについて

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

後谷集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市豊栄町清武3366番1	土地	宅地	977
東広島市豊栄町清武3366番6	土地	宅地	485
計			1,462

3 貸付期間

令和4年11月1日から令和9年3月31日まで

4 相手方

東広島市豊栄町清武3366番地1

清武西後谷自治会

会長 大川 芳 生

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第117号

財産の無償貸付けについて

(地域振興部地域づくり推進課)

1 提案の理由

グリーンコミュニティホームを無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市入野中山台二丁目358番7	土地	宅地	438.10

3 貸付期間

令和4年11月1日から令和9年3月31日まで

4 相手方

東広島市入野中山台二丁目28番10号

中山台自治会

会長 藏 田 保 男

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第118号

市道の路線の認定について

(建設部建設管理課)

提案の要旨

一般交通の用に供するため、次の路線を市道として認定しようとするものである。

路線名	認定の理由
田口東56号線	住宅団地内の道路を市道として認定し、一般交通の用に供する必要がある。
下三永69号線	
吉行34号線	
下組52号線	

(根拠法令)

道路法

第8条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第119号

請負契約の締結について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

令和4年度中学校施設整備事業西条中学校長寿命化改良工事（建築）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条町寺家

(2) 工事の内容

建築一式工事

ア 長寿命化改良工事

(ア) 校舎棟

鉄筋コンクリート造り

4階建て

延べ面積 5,139.14平方メートル

(イ) 校舎棟増築部

鉄筋コンクリート造り

4階建て

延べ面積 366.44平方メートル

(ウ) 屋内運動場

鉄筋コンクリート造り

2階建て

延べ面積 2,553.86平方メートル

イ 増築工事

(ア) 部室棟

鉄筋コンクリート造り

平屋建て

延べ面積 119.41平方メートル

(イ) 渡り廊下棟

鉄骨造り

2階建て

延べ面積 23.03平方メートル

(3) 契約金額

12億8,810万円

(4) 契約の相手方

増岡組・上垣組特定建設工事共同企業体

代表構成員 広島市中区鶴見町4番25号

株式会社増岡組広島本店

専務取締役本店長 迫 清 孝

構 成 員 東広島市西条町田口1437番地

株式会社上垣組

代表取締役 上 垣 健

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和6年3月29日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第120号

請負契約の締結について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 提案の理由

令和4年度中学校施設整備事業西条中学校長寿命化改良工事（電気）の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市西条町寺家

(2) 工事の内容

西条中学校長寿命化改良工事に係る電気設備工事一式（電灯設備、動力設備、受変電設備等）

(3) 契約金額

2億2,954万8,000円

(4) 契約の相手方

広島市中区中町8番8号

エビス電工株式会社

代表取締役 望 月 文

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和6年3月29日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第121号

字の区域の変更について

(都市部区画整理課)

提案の要旨

東広島市西条町東子土地区画整理事業の実施による宅地の造成に伴い、次の表の左欄に掲げる字の区域を同表の右欄に掲げる字の区域に変更しようとするものである。

左		欄	右		欄
大字	字	地番	大字	字	
田口	東子	2584に隣接する道路である市有地の一部、2597の2の一部、2600の1の一部、2602の一部及びこれらの区域に介在する水路である市有地の全部、2609の一部、2610の一部、2611の一部、2612の一部、2613、2614、2615の一部	田口	滝原	
	滝原	10264の3の一部、10264の4、10264の5、10264の10の一部、10264の11の一部及びこれらの区域に介在する水路である市有地の全部、10268の7の一部、10268の9の一部、10269の一部及びこれらの区域に介在する水路である市有地の全部、10270の3の一部、10270の5の一部		東子	

(根拠法令)

地方自治法

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 子の出生の日から57日以内の期間において育児休業を取得することができる非常勤職員の要件を次のとおり緩和する。(第2条関係)

現 行	改 正
当該非常勤職員の任期が子が1歳6か月に達する日(以下「子の1歳6か月到達日」という。)までに満了すること等が明らかでないこと。	当該非常勤職員の任期が子の出生の日以後57日を経過する日の翌日から起算して6月を経過する日までに満了すること等が明らかでないこと。

- (2) 1歳から1歳6か月までの子を養育する非常勤職員が取得することができる育児休業について、その養育する子が1歳に達する日から当該子の1歳6か月到達日までに当該非常勤職員の配偶者が育児休業をしている場合には、当該配偶者の育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日から子の1歳6か月到達日の翌日までの日を当該非常勤職員の育児休業の期間の初日とすることができることとする。(第2条の3関係)
- (3) 1歳6か月から2歳までの子を養育する非常勤職員が取得することができる育児休業について、その養育する子の1歳6か月到達日から当該子が2歳に達する日(以下「子の2歳到達日」という。)までに当該非常勤職員の配偶者が育児休業をしている場合には、当該配偶者の育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日から子の2歳到達日の翌日までの日を当該非常勤職員の育児休業の期間の初日とすることができることとする。(第2条の4関係)
- (4) 再度の育児休業を取得する際に提出することとしていた育児休業等計画書を

廃止する。（第3条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年10月1日等

(2) 経過措置

施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に係る再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認については、なお従前の例による。

（根拠法令）

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

地方公務員の育児休業等に関する法律

第2条 職員（第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（一略一）の承認を受けて、当該職員の子（一略一）を養育するため、当該子が3歳に達する日（非常勤職員にあっては、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で条例で定める日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日））まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

(1) 子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第3条第1項第1号の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（一略一）が当該子についてする育児休業（一略一）のうち最初のもの及び2回目のもの

議案第 1 2 3 号

東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部改正について

(選挙管理委員会)

1 改正の理由

公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに合わせて、東広島市議会議員及び東広島市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等に要する経費に係る公費負担の限度額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

選挙運動における公費負担の限度額を次のとおり引き上げる。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の契約である場合における選挙運動用自動車の使用に係る 1 日当たりの限度額 (第 4 条関係)

区 分	現 行	改 正
選挙運動用自動車の借入れ契約	1 万 5, 8 0 0 円	1 万 6, 1 0 0 円
燃料の供給に関する契約	7, 5 6 0 円	7, 7 0 0 円

- (2) 選挙運動用ビラの作成に係る 1 枚当たりの限度額 (第 8 条、第 1 2 条関係)

現 行	改 正
7 円 5 1 銭	7 円 7 3 銭

- (3) 選挙運動用ポスターの作成に係る 1 枚当たりの限度額 (第 1 1 条関係)

区 分	現 行	改 正
ポスター掲示場の数が 5 0 0 以下の場合	次の算式により算出した額 (5 2 5 円 6 銭 × ポスター掲示場の数 + 3 1 万 5 0 0 円) ÷ ポスター掲示場の数	次の算式により算出した額 (5 4 1 円 3 1 銭 × ポスター掲示場の数 + 3 1 万 6, 2 5 0 円) ÷ ポスター掲示場の数
ポスター掲示場の数が 5 0 0 を超える場合	次の算式により算出した額 (2 6 万 2, 5 3 0 円 + 2 7 円 5 0 銭 × (ポスター掲示場の数 - 5 0 0)) + 3 1 万 5 0 0 円) ÷ ポスター掲示場の数	次の算式により算出した額 (2 7 万 6 5 5 円 + 2 8 円 3 5 銭 × (ポスター掲示場の数 - 5 0 0)) + 3 1 万 6, 2 5 0 円) ÷ ポスター掲示場の数

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

施行日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

(根拠法令)

公職選挙法

第141条

8 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（一略一）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項の自動車の使用について、無料とすることができる。

第142条

11 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（一略一）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第3号から第7号までのビラの作成について、無料とすることができる。

第143条

15 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（一略一）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の場合に限る。）及び同項第5号のポスターの作成について、無料とすることができる。

議案第124号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

(地域振興部地域づくり推進課)

1 改正の要旨

次の地域集会所を無償で譲渡すること等に伴い、当該地域集会所を廃止しようとするものである。

- (1) 元広集会所
- (2) 後谷集会所
- (3) 妙見ヶ丘コミュニティホーム
- (4) グリーンコミュニティホーム

2 施行期日

令和4年11月1日

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第125号

東広島市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について

(建設部河川港湾課)

1 改正の理由

著しく異常かつ激甚な非常災害が頻発し、かつ、多大な被害が発生している状況に鑑み、本市が行う急傾斜地崩壊対策事業（以下「事業」という。）に係る分担金について、その額の算定に当たり当該事業に要する経費に乗ずる割合を引き下げ、及び広島県が行う事業に係る分担金を徴収しないこととするとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 市が行う事業に係る分担金について、その額の算定において事業に要する経費に乗ずる割合を次のとおり引き下げる。（第4条関係）

区 分	現 行	改 正
公共関連事業	100分の10	100分の5
一般事業	100分の20	100分の10

(2) 広島県が行う事業に係る分担金は、徴収しないこととする。（第4条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年10月1日

(2) 経過措置

令和4年4月1日以後に着手した事業について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

